

第5次船橋市地域福祉計画策定支援業務委託事業者評価委員会設置要領

(設置)

第1条 第5次船橋市地域福祉計画策定支援業務委託を実施するにあたって、プロポーザル方式の審査等を厳正かつ公正に行うため、第5次船橋市地域福祉計画策定支援業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関すること。
- (2) 提案の審査及び評価に関すること。
- (3) 結果の公表方法に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は福祉サービス部長とする。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 福祉サービス部長
- (2) 福祉政策課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 障害福祉課長
- (5) 高齢者福祉課長
- (6) 地域包括ケア推進課長
- (7) 介護保険課長
- (8) こども政策課長

(委員長)

第4条 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、福祉政策課長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 評価委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

5 会議は、非公開とする。

(委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、福祉サービス部福祉政策課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁のあった日から施行し、受託候補者を特定した日をもってその効力を失う。